

○環境省告示第七十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条の二第四項（同令第十条の十二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十条の四第三項（同令第十条の十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和二年九月二十三日付けでこれらの規定に規定する環境大臣が指定する者として次の法人を指定したので、同令第九条の二第五項（同令第十条の十二第二項において準用する場合を含む。）及び第十条の四第四項（同令第十条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和二年九月二十三日

環境大臣 小泉進次郎

- 一 名称 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
- 二 住所 東京都港区虎ノ門一丁目一番十八号